

お申し込み前に必ずお読みください。

# ご旅行条件(募集型企画旅行)

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。ここに定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は株式会社国際交流センター(観光庁長官登録旅行業第1148号、以下当社といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊期間等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。但し研修中の宿泊サービスについては、当社の海外研修・ホームステイプログラムの約束事項によりします。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び当社旅行約款募集型企画旅行契約の約款(以下「当社約款」といいます)によります。当社約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 当社が法令に反せず、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約を優先します。

## 2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- 当社又は当社の受託営業所(以下「当社」といいます)にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申し込みをいただきます。申込金は旅行代金又は取消料若しくは予約料の一部として取り扱います。また、旅行契約は当社が契約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものといたします。
- 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内で申込書の提出と申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。
- 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第22項の定めにより契約が成立します。
- 申込金
 

申込金(お一人様)	50,000円(旅行代金の一部)
-----------	------------------

- (旅行代金の20%を超える場合は、旅行代金の20%相当額以内とします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、60日目に当たる日以降は50,000円もしくは全額となります。)
- 申込金は契約が成立した時点で旅行代金の一部に繰り入れます。
- お申込みの段階で、満席、満席その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の手配を受けてお客様がウエイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう手配することがあります。この場合でも当社は申込金を申し受けます。ただし、「当社が予約が可能になった旨を通知する前にお客様よりウエイティング登録の解除のお申し出があった場合又は(結果として予約ができなかった場合は)、当社は当該申込金を全額払い戻します。」
  - 本項の場合で、ウエイティングコースの契約の成立は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

## 3. お申込み条件

- 20才未満の方は保護者の同意が必要です。70才以上の方はその旨お申し出ください。医師の「健康診断書」提出をお願いする場合があります。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースによりご参加をお断りさせていただくか、同業者の同行などを条件とさせていただきます。またご参加の場合にコースの一部についての内容を変更させていただく場合があります。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、旅行のおもむきの方など特別の配慮を要する方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社が可能な合理的な範囲内でこれに応じます。お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同業者の同行などを条件とさせていただきます。コースの一部についての内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 当社は、本項(1)(2)(3)の場合で当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- お客様が旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合にご参加をお断りする場合があります。
- お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が当社に暴力行為又は不当な要求行為を取引に關して脅迫的な言動や暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が風説を流布したり偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

## 4. 契約書面と最終旅行日程表

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込用紙、申込金を受領したときに成立するものとします。
- 契約書面(パンフレット、旅行条件書)と確定書面(集合時間、場所、運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載したもの)(以下「最終旅行日程表」といいます)をお渡します。
- 当社はお客様に、「最終旅行日程表」を速くとも旅行開始日の前日までにお渡します。当社は旅行開始日の7日前までにお渡りできるよう努力しますが、ピーク時等においては遅れる場合があります。但し、旅行開始日の

前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降旅行契約の申込がなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

## 5. 旅行代金のお支払

- 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降の当社定める日までに取扱店でお支払いいただくか、当社指定口座にお振込み下さい。
- 旅行代金について
 

募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金」として表示した金額プラス「追加代金」として表示した金額「割引代金」として表示した金額となります。「旅行代金」は、第12項の「取消料」、および第19項の「変更補償金」額の算出の際の基準となります。
- 追加代金は、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、一人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰国日の選択、発着地別の選択、学校の選択、学校のレッスン数の選択等/パンフレットに表示して追加する代金をいいます。

## 6. 旅行代金に含まれているもの

- パンフレットに明示された以下のものが含まれます。
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程「お客様負担」と表記してある場合を除きます)
- 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)及びアクティビティ費用(但し一部有料の場合があります)
- 宿泊(ホームステイ/レジデンス/ドミトリー/ステューデントアパートメント/キャンプ/ロッジ/ホテル、ホテル)の料金、税、サービス料(パンフレット等に特に別途記載がない限り、2人部屋2人ずつの宿泊を基準とします。ホームステイの場合は原則として1家庭に1人または複数で滞在します。尚、滞在先には他国の留学生や他の日本人が滞在している場合があります)
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- 航空機による手荷物の運搬料金
- 航空会社ごとの定められた無料手荷物容量以内の手荷物運搬料金(ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なります)のご利用の航空会社にお尋ね下さい。尚、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを行います。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合もあります)
- 団体行動中のチップ
- 引率/リーダーおよび添乗員同行コースの同行費用
- 旅行日程中の空港税等(但し、空港税等を含まないことを表記されているコースを除きます。)

## 7. 旅行代金に含まれないもの

- 第6項の他は旅行代金に含まれません。その一例を列挙いたします。
- 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を越える分について)
  - クリーニング代、電報、電話料、ホテルのボーイ・メード及び一部の空港・駅・港でのボーターに対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
  - 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金)
  - ご希望のみ参加されるオプション、ツアー(別途料金の小旅行)の料金
  - 日本国内の空港施設使用料
  - 日本国内のご自宅と集合地・解散地間の交通費、宿泊費等
  - 傷害・疾病に関する医療費
  - 運送機関の課す付加運賃・料金
  - 滞在中の交通費のうち旅行日程に明示のないもの
  - 自由行動中の一切の費用
  - 海外旅行保険料
  - 学校のテキスト代(原則として学校により異なります)

## 8. 渡航手続き

- 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券、査証取得、予防接種などの渡航手続きは、お客様の責任で行っていただきます。但し、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行う場合があります。この場合、当社はお客様のご自身に起因する事由により、旅券、査証の取得、関係国への出入国許可が可ならなかったとしてもその責任は負いません。なお、当社及び当社の代理業者以外の旅行者に渡航手続きを依頼された場合は、当該渡航手続の業務上の契約の当事者は当該取扱旅行業者となります。
- 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせ下さい。

## 9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運賃計画より異なる運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更する場合があります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 10. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- 利用する運送機関の運賃・料金が暴落し経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知いたします。

- 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 11. お客様の交替

語学研修・ホームステイプログラムの特性上お客様の交替はできません。

## 12. 旅行契約の解除・払い戻し

### (一) 旅行開始前の解除

#### [1] お客様の解除権

- 旅行開始前お客様のキャンセル
 

お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を変更・解除することができます。

[取消料の方法]

電話のみによる取消、変更はお受けできません。当社営業時間内に、書面にてお知らせください。

コースや日程の変更をされる場合は一旦、お申込みになっている旅行取消上の、新たなコースや日程にお申込みいただけます。尚、取消のお申し出が旅行開始日の前日より起算してさかのぼって30日目に当たる日以降の場合は本項(1)の[1]の①の取消料がかかります。(ただし、ピーク時等においては40日目より)

区 分	取消料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出发地及び到着地とする募集型企画旅行契約(次に掲げる旅行契約を除く。)	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき(以下「ホマ」に掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(イ及びロに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ロに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
(二) 本邦出国時又は帰国時に、航空会社グループウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券等同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料の金額を明示したものを除く。)	
イ 旅行契約締結後に解除する場合(ロからホに掲げる場合を除く。)	旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき(以下「ホマ」に掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(イ及びロに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ニ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

#### <注意>

- [ピーク時]とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。
- 上記(二)の航空券取消料の額が旅行契約の取消料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を確認することを希望するお客様は、販売店にお申し出下さい。上記航空会社の航空券取消条件は、それぞれ航空会社のウェブサイトでご確認いただけます。不明な点は販売店にお問い合わせください。
- 当社の責任とならない各種ローンの取扱い及びその他の渡航手続上の事由に基づきお客様になる場合も、所定の取消料を受取ります。
- お客様は次の各項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
  - 第9項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第19項(旅規條)の表左側に掲げるものとその他の重要なものである場合に限りします。
  - 第10項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となっておそれる場合とさせていただきます。
  - 当社らがお客様に対して、第4項(3)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
  - 当社が責任を帰すべき事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
  - 当社は本項(一)の[1]の①、(注意)③により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引かれました。また本項(一)の[1]の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻いたします。
  - 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じたことが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しなれるときは、所定の取消料が必要となります。
- 当社の解除権
  - お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(一)の[1]の①に規定する取消料と同額の予約料をお支払いいただきます。
  - この各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
    - お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
    - お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。



20. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行の募集日と旅行代金の基準日については、平成29年4月1日とします。

21. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用... (2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが... (3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません... (4)ごも代金は、旅行開始日当日を基準に満2才より、12才未満の方に適用いたします...

22. 通信契約

- (1)当社は、当社が提携するクレジット会社(以下「提携会社」といいます。)... (2)通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」... (3)通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨を電話または郵便で通知を... (4)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく...

23. 保険衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ https://www.forth.go.jp でご確認ください。

24. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報等」国、地域に関する情報が発生しております。お申込みの際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。【外務省海外安全ホームページ: https://www.anzen.mofa.go.jp】でもご確認ください。

24. 旅行保険の加入について

募集型企画旅行契約約款特別補償規定により、募集型企画旅行について当社は、お客様が被られた損害について一定の範囲で補償させていただきます。傷害、疾病治療費については補償いたしません。訪問先の国情などにより不測の事態が生じた際、十分な補償が得られない場合もおります。安心して楽しい旅行ができるためにもお客様ご自身及び携行品等には必ず保険をかけるようお願いします。

25 渡航手続代行契約の部 要旨

- (1)当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害賠償をその責任に致します。... (2)当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません...

個人情報について

- (1)当社は研修申込みの際に提出された個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど)については、参加者との連絡に利用させていただきます。... (2)個人情報の共同利用 当社は、当社のグループ企業(注)において、個人情報を共同して利用いたします。... a.共同利用する個人情報の項目 本人氏名、保護者氏名、住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、生年月日、性別、在学校、志望校、申込情報、成績情報等... b.共同利用する者の範囲 当社グループ企業(2会グループ企業、栄光グループ企業および関連企業)... d.取得方法 Web・郵送・対面等により、本人から直接書面によって取得電話等でも、本人から直接書面によらない取得 また、次のHPに共同利用している当社グループ企業を掲載しております。

https://www.wkai.co.jp/home/info/policy\_group.html

- 型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。 (3)当社が本項(1)に基づき補償支払義務を前項より賠償賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。 (4)本項(1)にかかわらず当社の手配については、その旨パンフレットに明示した範囲に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

17. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を遵守しないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を受け取ります。 (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。 (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社に当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。 (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害を負った場合、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これがお客様の責任とすべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用をお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うなければなりません。

18. オプションツアー又は情報提供

- (1)オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットに明示した場合は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第16項(特別補償)で規定する損害に対しては当社は同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。... (2)当社はパンフレット上で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に記載した場合は、その旨を明示します。... (3)お客様は、旅行中に発生した損害に対しては、当社は第17項の特別補償規定は適用されずそれ以外の責任を負いません。

19. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に挙げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②③で規定する変更を除きます)は、第5項(2)で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。... (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項(2)で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を支払うとします。... (3)当社は、お客様の同意を得た金額による変更補償金・損害賠償金の支払いに替えて、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。 (4)当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後当該変更について、当社に第15項「当社の責任」の(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様が当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。... (5)当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

Table with 2 columns: 変更補償金の額(1件につき下記の率×旅行代金) and 旅行開始日/旅行終了日/旅行開始日/旅行終了日/旅行開始日/旅行終了日. Rows include: ①欠航、不運、休業等連送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、②旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、③旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、④旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑤旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑥旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑦旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑧旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑨旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑩旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑪旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑫旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑬旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑭旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑮旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑯旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑰旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑱旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑲旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、⑳旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉑旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉒旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉓旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉔旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉕旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉖旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉗旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉘旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉙旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉚旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉛旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉜旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉝旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉞旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㉟旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊱旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊲旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊳旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊴旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊵旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊶旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊷旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊸旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊹旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊺旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊻旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊼旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊽旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊾旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、㊿旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置、

- 13. 旅行代金の払戻しの時期 (1)当社は「第10項(2)③(4)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前12項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対して払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内、お客様に対して当該金額を払戻いたします。 (2)本項(1)の規定は、第15項(当社の責任)又は第17項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。 14. 添乗員 (1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。 (2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。 15. 当社の責任 (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下手配代行者といいます)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。 (2)お客様が次に明示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。 A. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに起因して生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 I. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに起因して生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 U. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらにより生じる旅行日程の変更、旅行の中止 1. 自由行動中の事故 O. 食中毒 K. 盗難 N. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮 (3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が旅行賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合は除く)といたします。

Table with 3 columns: 変更補償金の支払いが必要となる変更, 変更補償金の額(1件につき下記の率×旅行代金), 旅行開始日/旅行終了日/旅行開始日/旅行終了日/旅行開始日/旅行終了日. Rows include: ①パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更, ②パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地的変更, ③パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金へのの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計が募集パンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)ます, ④パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更, ⑤パンフレットに記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更, ⑥パンフレットに記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更, ⑦パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更, ⑧パンフレットに記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更, ⑨パンフレットに記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更, ⑩上記①～⑨に挙げる変更のうちパンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更, ⑪「旅行開始前」は、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」は、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。 ⑫2: 運送機関が交付された場合には「パンフレットとあるものを(確定書面)と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との違いは確定書面の記載内容と被験に提供された旅行サービスの内容とを比較して生じた変更と見なされ、その生じた変更につき1件として取り扱います。 ⑬3: ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。 ⑭4: ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものの変更を行う場合には適用しません。 ⑮5: ⑤又は⑥に掲げる変更が1乗車単位又は1泊中複数発生した場合であっても、1乗車単位又は1泊につき1件として取り扱います。 ⑯6: ⑥に掲げる変更については、①から⑤までの率を適用せず、③によりします。 この表に変更がある時は標準旅行契約約款に順じます。

- 16. 特別補償 (1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定(別紙)により、お客様が募集型企画旅行中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金、また手荷物に対する損害につきましては損害賠償金を支払います。 (2)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病のほか、募集型企画旅行に含まれない場合でも、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超経運動量機器(モーターノングライダー、マイロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集